

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 保管した工作物
和船及びキャビンボート 各一隻
- 二 保管した工作物が放置されていた場所
埼玉県八潮市大字古新田字堤外百番地先（一級河川大場川の河川区域）
- 三 除却した日時
令和三年一月二十一日（木）午後零時五十三分
- 四 保管を始めた日時
令和三年一月二十一日（木）午後三時三十分
- 五 工作物の保管場所
埼玉県八潮市大字圀二百五十五番 埼玉県圀川排水機場敷地内
- 六 保管した工作物の返還
- イ 返還期限
令和三年七月二十日（火）
- ロ 返還の申出先
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当 電話〇四八―九六四―五二一七
- ハ 返還に際しての留意事項
 - (1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県越谷県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。
 - (2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。